平成２４年（フ）第３０１号
群馬県北群馬郡吉岡町大字漆原941番地７
スカイハイツ207号
債務者　佐藤　眞一
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石渡　啓介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３２号
金沢市諸江町中丁584番地
債務者　多田　利明
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４６号
岐阜県下呂市乗政1617番地１
債務者　今井　一郎
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１７５号
神奈川県平塚市横内2730番地の３　アオイビレッヂ湘南202号
債務者　石塚　理沙
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１７６号
神奈川県平塚市横内2730番地の３　アオイビレッヂ湘南202号
債務者　石塚　良二
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１８２号
神奈川県伊勢原市上粕屋486番地の８
債務者　髙橋　悦子（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１８４号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央４丁目７番地４　内藤ビル１Ｆ
債務者　伊東亜由美（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１９１号
神奈川県平塚市夕陽ケ丘11番地５号
債務者　福岡　　達
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５３８号
名古屋市西区児玉１丁目５番21号　小島マンション403号
債務者　近藤美和子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８７号
愛知県一宮市島村字更江104番地１
債務者　熊澤　淳市
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１０号
愛知県一宮市定水寺字山ケ作71番地１
債務者　村山　智子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１２号
愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字北山182番地
債務者　濱田　義輝
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３０号
滋賀県東近江市沖野１丁目６番10号湖東荘３－２
債務者　西村　知也
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３１号
滋賀県東近江市東沖野１丁目７番７号、前住所滋賀県東近江市五個荘五位田町358番地47
債務者　美濃仁太郎
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１２３７号
福岡市城南区梅林１丁目19番19号
債務者　松岡　　勇
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３８６号
福岡市東区和白丘２丁目10番24―201号
債務者　氷室ゆかり（旧姓倉地）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３２２号
福岡県糟屋郡志免町志免２丁目４番５―203号
債務者　田口　友子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部